

けいじどうしゃぜい 軽自動車税について

【概要】

けいじどうしゃぜい
 軽自動車税は、毎年4月1日に原動機付自転車、軽自動車（排気量660cc以下）、小型特殊自動車 及び
 にりん こがたじどうしゃ も
 二輪の小型自動車を持っている人が払う税金です。

【払う金額と手続き先】

げんどうきつきじてんしゃ にりんしゃとう
 ○原動機付自転車・二輪車等

しゅ 種	るい 類	く 区 分	ねんがく だい 年額（1台）	とうろく はいしゃ めいぎへんこう とどけでさき 登録・廃車・名義変更などの届出先
げんどうきつきじてんしゃ 原動機付自転車	50cc以下	い か	2,000円	しやくしよ かい ばん しみんぜいかまどぐち 市役所2階 22番の市民税課窓口
げんどうきつきじてんしゃ 原動機付自転車	とくていこがたげんどうきつきじてんしゃ 特定小型原動機付自転車		2,000円	しやくしよ かい ばん しみんぜいかまどぐち 市役所2階 22番の市民税課窓口
げんどうきつきじてんしゃ 原動機付自転車	50cc超 90cc以下	ちよう い か	2,000円	しやくしよ かい ばん しみんぜいかまどぐち 市役所2階 22番の市民税課窓口
げんどうきつきじてんしゃ 原動機付自転車	90cc超 125cc以下	ちよう い か	2,400円	しやくしよ かい ばん しみんぜいかまどぐち 市役所2階 22番の市民税課窓口
げんどうきつきじてんしゃ 原動機付自転車	みに かー ミニカー		3,700円	しやくしよ かい ばん しみんぜいかまどぐち 市役所2階 22番の市民税課窓口
こがたとくしゅじどうしゃ 小型特殊自動車	のうこうよう 農耕用		2,400円	しやくしよ かい ばん しみんぜいかまどぐち 市役所2階 22番の市民税課窓口
こがたとくしゅじどうしゃ 小型特殊自動車	ほか その他		5,900円	しやくしよ かい ばん しみんぜいかまどぐち 市役所2階 22番の市民税課窓口
にりんけいじどうしゃ 二輪軽自動車	125cc超 250cc以下	ちよう い か	3,600円	ぐんまうんゆしきよく ※群馬運輸支局
にりんこがたじどうしゃ 二輪小型自動車	250cc超	ちよう	6,000円	ぐんまうんゆしきよく ※群馬運輸支局

- ① ※印のものの（群馬ナンバー）の届出は、太田市役所では受付できません。
- ② 月割課税ではないので、4月1日を過ぎて廃車や名義変更をしても、その年度の税金を払う人と払う金額
 へんこう
 に変更はありません。

げんどうきつきじてんしゃ こがたとくしゅじどうしゃ おおたし なん ぼー てつづ ひつよう
 【原動機付自転車・小型特殊自動車（太田市ナンバー）の手続きに必要なもの】

区 分	てつづ ひつよう 手続きに必要なもの
しんきとうろく 新規登録	とどけでしゃ ほんにんかくにん しよるい ・届出者の本人確認ができる書類 はんばいしょうめいしょ じょうしょうめいしょ ・販売証明書または譲渡証明書 しゃめい しゃたいばんごう はいきりよう か （車名・車台番号・排気量などが書いてあるもの）
はいしゃ 廃車	とどけでしゃ ほんにんかくにん しよるい ・届出者の本人確認ができる書類 なん ぼー ぶれーと ・ナンバープレート
めいぎへんこう 名義変更 おおたし なん ぼー しなひ ひと （太田市ナンバーを市内の人に へんこう 変更するとき）	とどけでしゃ ほんにんかくにん しよるい ・届出者の本人確認ができる書類 じょうしょうめいしょ ・譲渡証明書 しゃめい しゃたいばんごう はいきりよう か （車名・車台番号・排気量が書いてあるもの） なん ぼー ぶれーと ばんごう ・ナンバープレートの番号
めいぎへんこう 名義変更 しがい なん ぼー おおたし （市外のナンバーから太田市の なん ぼー へんこう ナンバーに変更するとき）	とどけでしゃ ほんにんかくにん しよるい ・届出者の本人確認ができる書類 じょうしょうめいしょ しゃめい しゃたいばんごう はいきりよう か ・譲渡証明書（車名・車台番号・排気量が書いてあるもの） きゅうしちょうそん なん ぼー ぶれーと ひょうしきこうふしょうめいしょ ・旧市町村のナンバープレートと標識交付証明書 はいしゃず ばあい はいしゃしょうめいしょ （廃車済みの場合は、廃車証明書）

さんりんいじょう けいじどうしゃ ぐんま なん ばー
 ○三輪以上の軽自動車 (群馬ナンバー)

とうろく はいしゃ めいぎへんこう とどけでさき けいじどうしゃけんさきょうかいぐんまじむしょ
 登録・廃車・名義変更などの届出先：軽自動車検査協会群馬事務所

ぜいきん きんがく しゅるい 税金の金額・種類		ぜいりつ ねんがく 税率 (年額)		
		①きほんぜいりつ 基本税率	②じゅうかぜいりつ 重課税率	③きゅうぜいりつ 旧税率
		へいせい ねん がつ にちいこう 平成27年4月1日以降 とうろく しやりよう に登録した車両	しんきとうろく ねん 新規登録から13年 けいか しやりよう 経過した車両 ①のおおむ じゅうか 概ね20%重課	
よんりんじょうよう 四輪乗用	じかよう 自家用	10,800円	12,900円	7,200円
	えいぎょうよう 営業用	6,900円	8,200円	5,500円
よんりんかもつ 四輪貨物	じかよう 自家用	5,000円	6,000円	4,000円
	えいぎょうよう 営業用	3,800円	4,500円	3,000円
さんりんしゃ 三輪車		3,900円	4,600円	3,100円

※なお、かんきょうせいのう くるま でんきじどうしゃ ねんびきじゆんたつせいしゃ とう も かた しんきとうろくご じょうき
 環境性能のよい車 (電気自動車・燃費基準達成車 等) をお持ちの方は新規登録後、上記より
 25%～75%税率が下がる場合があります。(ただし、1年間のみです。)

といあわ さき
 【問合せ先】

おおたしやくしよ しみんぜいか (かい ばんまどぐち) 〒373-8718 おおたしはまちょう
 太田市役所 市民税課 (2階22番窓口) 太田市浜町2-35

TEL 0276-47-1931 TEL 0276-47-1932 TEL 0276-47-1818